

戸籍証明書等交付請求書〔郵便請求用〕

(宛先) いわき市長

①請求者はどなたですか。

消えないペンで記入してください。

年 月 日

住 所			
フ リ ガ ナ 氏 名	生年月日 年 月 日		
電 話 番 号	() ※昼間連絡のとれる番号 (携帯電話も可)		
本人確認書類	※請求には本人確認書類が必要です。請求者の氏名・住所等が確認できる書類の写しを添付してください。 □マイナンバーカード(顔写真付) □運転免許証 □健康保険資格確認書 □その他()		

②何が必要ですか。

本 種	いわき市			※番地まで必ずご記入ください。	
筆頭者氏名				※戸籍のはじめに記載されている方で、亡くなっても変わりません。	
どなたの証明が必要ですか				生年月日 年 月 日	
あなた(請求者)からみて、上記の方はどのような関係ですか	本人・配偶者・子・父母・孫・祖父母・その他()			その他の場合には、追加で資料等をお願いすることができます。また証明書を発行することができない場合もあります。	
必要な証明書について	謄本 (全部事項)	抄本 (個人事項)	必要な内容		
	戸籍(除籍・改製原戸籍)	通 (セット)	通 (セット)	<input type="checkbox"/> 現在のもの <input type="checkbox"/> (誰:)の[出生・婚姻・]から[現在・婚姻・死亡・]まで <input type="checkbox"/> (誰:)が[出生・死亡・]したことがわかるもの <input type="checkbox"/> (誰:)と(誰:)の関係が分かるもの <input type="checkbox"/>	裏面を参考にしてください。
	戸籍の附票	通 (セット)	通 (セット)	<input type="checkbox"/> 現在のもの <input type="checkbox"/> 死亡時のもの <input type="checkbox"/> 「 」の住所が載っているもの <input type="checkbox"/> 「住所: 」～「住所: 」の転居履歴が分かるもの	※250円 裏面を参考にしてください。
身分証明書		通	本人でない場合は委任状が必要です。	※250円	
独身証明書 (結婚相談所等提出用)		通	請求者本人のみ。委任状による代理人請求はできません。	※250円	
その他	()	通			
使用目的	兄弟姉妹、甥姪が相続人になっている場合において、被相続人(死亡した人)の戸籍を請求する場合や別の相続人の戸籍を請求する場合には次のことを記入してください。 ①相続人になった経緯(例:被相続人には子がないなく、両親祖父母は死亡しており、兄弟にあたる私の父も死亡しているため、姪にあたる私が相続人になっている)※いわき市の戸籍で関係が分からぬ場合は、関係戸籍のコピーを添付してください。 ②利用目的及び提出先(例:相続手続きのため、○○銀行へ提出) 上記以外で、権利行使・義務履行等の理由から直系親族・配偶者以外の戸籍が必要な場合には、理由・使用目的を詳細に記入し資料を添付してください。(追加で資料等をお願いすることができます。また、証明書を発行することができない場合もあります。)				
※2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。 (月 日に 届を 市区町村へ提出)					

※頼まれた方は委任状、成年後見人等の方は登記事項証明書の原本を添付してください。

※戸籍の附票及び身分証明書、独身証明書の料金は、市区町村によって異なります。

(裏面もご確認ください)

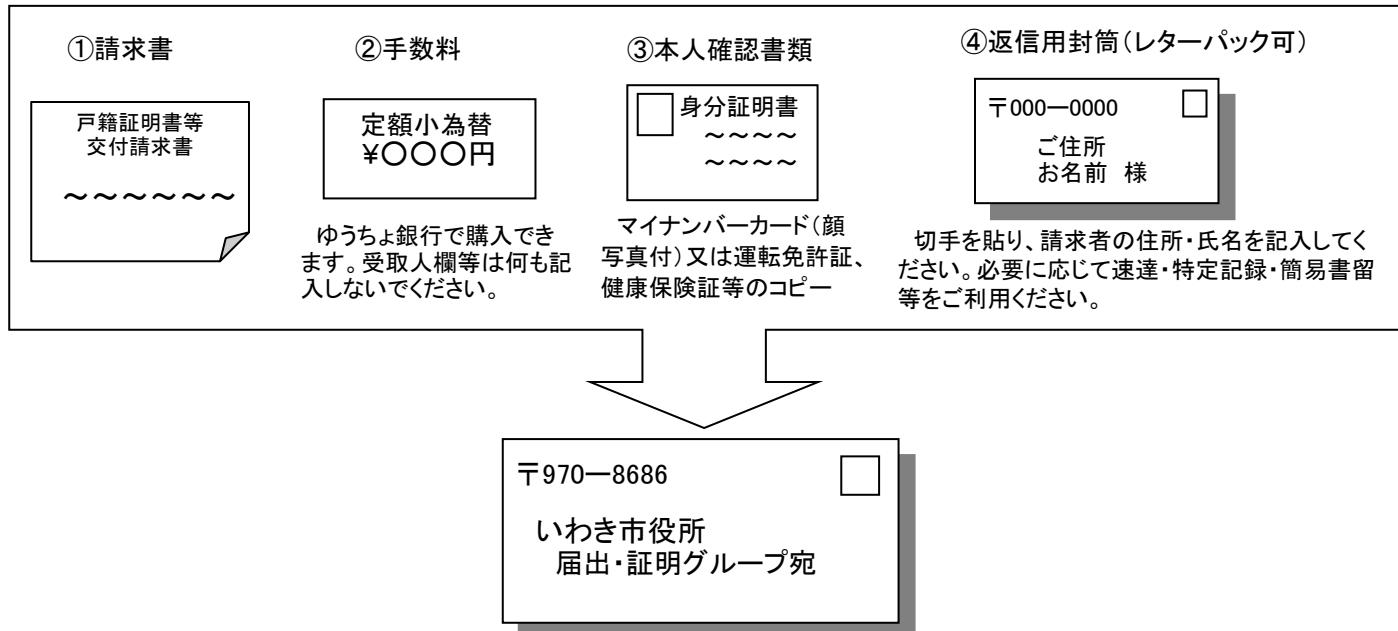
偽り・その他不正な手段により交付を受けた場合は、三十万円以下の罰金に処せられます(戸籍法百三十三条)

【注意事項】

- ・戸籍証明は、本籍地の市区町村での発行となります。
- ・委任を受けている場合は、請求者欄は代理人になります。委任状を添付してください。
- ・戸籍謄本等は、戸籍に記載されている方とその配偶者・直系親族が請求できます。それ以外の方が、権利行使・義務履行のために請求される場合は、権利義務が発生していることが分かる関係資料や関係戸籍の添付が必要になります。
- ・返送先は「請求者」の住民登録地(本人確認書類の住所)になります。

【郵送の方法】

下記①②③④を同封し、いわき市役所 市民課 届出・証明グループへ請求してください。
いわき市役所市民課届出・証明グループへは、『〒970-8686 いわき市役所市民課届出・証明グループ 宛』と書いていただければ届きます。※郵便番号の書き間違いにご注意ください。



【手数料】

全部事項証明書(戸籍謄本) 個人事項証明書(戸籍抄本)	450円	現在の戸籍は450円です。 全ての方が除籍になっている場合は、下記の除籍謄(抄)本となり750円になります。
除籍・改製原戸籍謄(抄)本	750円	「出生～死亡」の一連の戸籍を1セット請求される場合は、3,000円程度の為替を目安に同封してください。「出生から婚姻」、「婚姻から死亡」の場合には1,500円程度の定額小為替を同封してください。正式に請求書を受付してからでないと戸籍をお調べすることはできませんので、請求前にお電話をいただいても、戸籍の合計額についてはお答えできません。 受付後、料金が不足する場合にはお電話でご連絡いたしますので、お手数ですが不足額を追送してください。またお釣りが出る際は、定額小為替でお返ししますので、ゆうちょ銀行窓口で換金してください。
※戸籍の附票	250円	住所の異動履歴を必要とされている場合、戸籍の改製や戸籍の変動(婚姻・離婚等)により、複数になることがあります。例えば婚姻前の昔の住所から現在までの一連の住所の異動が分かるものと複数にまたがる可能性があり、各1通で500円や750円になることがあります。
※身分証明書	250円	
※独身証明書	250円	

※は市区町村によって手数料が異なります。

(お願い) 郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要です(一週間～10日程度)ので、日数に余裕を持って請求してください。
お急ぎの場合は往復の封筒に速達分の切手を貼ってご投函ください。